

常滑市金入り設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、建設工事に係る単価及び金額が記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）を情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第6条各号に規定する不開示情報が記録されていないこと。
- (2) 申請日時点において、当該建設工事の入札手続が完了していること。
- (3) 申請日の属する年度又はその前年度に契約した建設工事であること。

(申請)

第3条 金入り設計書の情報提供を受けようとする者は、市の指定する電子情報処理組織を使用して申請を行わなければならない。

(事案の移送)

第4条 財政課は、前条の申請を受け付けたときは、当該申請に係る建設工事の担当課（以下「工事担当課」という。）に事案を移送するものとする。

(情報提供)

第5条 工事担当課は、前条の規定による事案の移送を受けたときは、当該申請があった日から15日以内に申請者に金入り設計書の情報提供を行わなければならない。

2 前項の情報提供は、電子メールにより行うものとする。

(費用)

第7条 金入り設計書の情報提供に係る費用は、無料とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。